

子どもの未来を拓く大阪市と大阪教育大学との包括連携に関する協定書

大阪市と大阪教育大学（以下「両者」という。）は、相互に連携・協力を図ることにより、次代を担う子どもの未来を応援するため、両者が有する人的・物的・知的資源を用いて連携するにあたり、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が包括的な連携のもとに、それぞれ行政機関、教育研究機関として有する豊富な人材・情報・知見などを活かし、大阪市における課題の解決に取り組むとともに、大阪教育大学における教育・研究の充実、発展に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 子どもの教育の推進に関する事
- (2) 子どもの貧困対策の推進に関する事
- (3) 子どもの安全と健康に関する事
- (4) 子どもに関わる人材の活用と育成に関する事
- (5) 地域の活性化に関する事
- (6) その他両者が必要と認める事項に関する事

（連絡調整窓口）

第3条 前条各号に定める項目を円滑かつ効果的に進めるために両社に連絡調整窓口を設ける。

（協定内容の変更）

第4条 両者は協議の上で、本協定の内容を変更できるものとする。

（期間）

第5条 本協定は、締結日から効力を有するものとし、両者のいずれかからの書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、両者が協議し決定するものとする。

本協定の証として、本書を2通作成し、署名の上、各自1通を保有する。

平成30年2月21日

大阪市
市長

大阪教育大学
学長

吉村洋文

粟林隆夫